

渡嘉敷村事業所家賃等支援金 受付要項

1. 趣旨

長期化している新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の収縮に伴い、経済的な影響を受けた事業者に対し、渡嘉敷村事業所家賃等支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき賃貸店舗等の家賃等支援金を交付致します。

2. 対象要件（交付要綱第2条第1～7号）

- ① 令和2年4月1日時点で、渡嘉敷村内に事業所がある法人、個人事業者
- ② 渡嘉敷村内にある事業所で、申請者自らの事業のために使用・収益する土地又は建物を令和2年4月1日時点で賃借し事業を営んでおり、申請日においても有効な賃貸借契約があり事業を営んでいること
- ③ 令和3年1月から令和3年6月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、いずれか1か月の売上が令和元年または令和2年の同じ月と比較して減少していること。令和元年または令和2年の同じ月の売上と比較することが困難な者にあつては、前年または前々年同月以外の月の売上額と比較することができる。
- ④ 前号に係る土地又は建物の契約が転貸（又貸し）を目的とした取引でないこと。自己取引及び親族間取引（配偶者または一親等以内）でないこと
- ⑤ 渡嘉敷村が居住用に貸し出している施設ではないこと
- ⑥ 村税の滞納がないこと
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと

3. 交付額（交付要綱第4条）

令和3年4月から令和3年6月分として支払った1か月分の事業所家賃及び1か月分の借地料（以下「賃料」という。）の金額の支援金を交付。ただし、当該額が総額10万円を超えるときは、10万円

※ 共益費、管理費などで支払われた賃料を含む。ただし、賃料とは別の契約書に定められた契約に基づくものを除く。

※2 店舗併用住宅等にあつては、住居部分と店舗部分との面積割合等を基準として算定した店舗部分の賃料に限る。（面積按分等）

※3 複数月払の場合はその額を該当する月数で割った計算後の金額で、申請月分に相当するものを交付する。

4. 申請期間および申請方法

申請期間：令和3年6月17日から令和3年10月18日

申請方法：郵送又は持参

・郵送の場合

すべての申請書類を下記の宛先に郵送して下さい。

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村役場 観光産業課 渡嘉敷村内事業所家賃等支援金 受付窓口 宛

・持参の場合

渡嘉敷村役場 観光産業課 Tel 987-2333

渡嘉敷村内事業所家賃等支援金 受付窓口

受付時間 9:00～11:30、13:00～16:30（土・日、祝日は除く）

5. 提出書類（交付要綱第5条第1～4号）

- (1) 渡嘉敷村事業所家賃等支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 請求書（様式第2号）及び請求書に記載した振込先口座の通帳の写し（通帳の口座番号、氏名が確認できる箇所）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 令和3年1月から令和3年6月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などによりいずれか1か月の売上の合計が令和元年または令和2年の同じ月の売上の合計と比較して減少していること分かる帳簿。
- (5) 令和3年4月から令和3年6月分として支払った1か月分の賃料の領収書等
- (6) 契約書（写し。但し、令和2年度「渡嘉敷村内事業所家賃等支援金」の申請をしている場合は令和2年4月1日から契約に変更のあった場合のみ。）
- (7) 営業の実態がわかる書類（写し。但し、令和2年度「渡嘉敷村内事業所家賃等支援金」の申請をしている場合は令和2年4月1日から許可期間等に更新のあった場合のみ。）
- (8) 確定申告書（令和2年分）の写し

■令和2年6月1日より実施した事業者向け「渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の申請をしていない場合は、下記の書類を提出してください。

- (1) 令和2年4月1日時点の営業の実態がわかる書類
（法令等が求める営業に必要な許可書、個人事業の開業届、法人登記簿等の写しなど）
- (2) 振込口座の通帳の写し
- (3) 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポートなど）

6. 通知、交付の決定等（交付要綱第6条、第7条）

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、交付します。審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付決定通知書（様式第4号）を、本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知書（様式第5号）を送付します。

7. その他（交付要綱第8条）

本支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、申請者に本支援金を返還して頂きます。